

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次
告 示 ページ

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定（福祉指導課） 1
- 種畜証明書の書換え交付の通報（畜産振興課） 1
- 国土調査の成果の認証（用地対策課） 1
- 道路の供用開始（道 路 課） 1
- 建築基準法による道路の廃止の承認（建築指導課） 1
- 公 告
- 建築士の免許の取消し（建築指導課） 1
- 高知県公安委員会告示
- 技能検定員審査及び教習指導員審査の実施 1

告 示

高知県告示第684号

医療機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。
令和6年11月22日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指 定 年 月 日
小松歯科診療所 香南市野市町西野1986 令6・7・13

高知県告示第685号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第10条並びに家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号）第5条及び家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第9条第2号の規定に基づく種畜証明書の書換え交付について、同法第8条第1項及び同令第12条第1号の規定により農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換え交付した旨の通報があったので、同法第8条第2項及び同号の規定により告示する。
令和6年11月22日

高知県知事 濱田 省司

種畜証明書番号等	申請の事由	変更後	変更前
11417216886 藤吹山（全和褐牛 褐毛和種	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	高岡郡佐川町中組1247 高知県畜産試験場	吾川郡いの町上八川丙1086 筒井 英夫

高知県告示第686号

安芸市東浜、花園町、矢ノ丸三丁目及び畑山の各一部地区並びに安芸郡東洋町河内の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。
令和6年11月22日

高知県知事 濱田 省司

- 調査を行った者の名称
（1） 安芸市
（2） 東洋町
- 調査を行った地域及び時期
（1） 安芸市東浜、花園町、矢ノ丸三丁目及び畑山の各一部地区
令和3年度及び令和4年度
（2） 安芸郡東洋町河内の一部
令和4年度及び令和5年度
- 成果の名称
（1） 安芸市地籍図及び地籍簿
（2） 東洋町地籍図及び地籍簿
- 認証年月日
令和6年11月22日

高知県告示第687号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、令和6年11月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和6年11月22日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 国道
- 路 線 名 441号
- 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 （メートル）	供用開始年月日

四万十市久保川字芭蕉谷1212番1地先	253	令和6年11月22日
---------------------	-----	------------

高知県告示第688号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の廃止について承認する。
令和6年11月22日

高知県知事 濱田 省司

地 名	地 番	幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
南国市西野田	四丁目294番6の一部、294番7の一部、294番8の一部、294番9の一部	4.00	27.30	

公 告

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、建築士の免許を次のとおり取り消した。
令和6年11月22日

高知県知事 濱田 省司

- 取消し年月日
令和6年11月22日
- 取消しを受けた建築士の氏名、その者の二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号
土居 良平
二級建築士
高知県知事登録第4772号
- 取消しの理由
建築士法第8条の2第2号に掲げる場合に該当する事実が判明し、このことは、同法第9条第1項第3号の規定に該当する。

公 安 委 員 会 告 示

高知県公安委員会告示第24号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条（規則第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、技能検定員審査及び

教習指導員審査（以下「審査」と総称する。）を次のとおり実施する。

令和6年11月22日

高知県公安委員会委員長 刈谷 敏久

1 審査の種類、期日及び場所

(1) 審査の種類

規則第1条及び第10条第1項に規定する技能検定員審査及び教習指導員審査を次の区分に応じて行う。

ア 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許（以下「大型自動車免許等」という。）

イ 普通自動車免許

ウ 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許（以下「特定第一種免許」という。）

エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許（以下「大型自動車第二種免許等」という。）

(2) 審査の期日

令和7年1月8日（水）から同月31日（金）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）

(3) 審査の場所

吾川郡いの町枝川200番地

高知県警察本部交通部運転免許センター

2 審査の申請手続に関する事項

(1) 審査を受けようとする者は、規則別記様式第1号の審査申請書（以下「審査申請書」という。）を高知県公安委員会に提出すること。

その際受けようとする審査の種類に応じた自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

(2) 審査を受けようとする者が、規則第17条第1項から第5項までの各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証明する書面を添付すること。

(3) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、次の区分に応じて、次の資格者証を提示すること。

ア 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る技能検定員資格者証

イ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る教習指導員資格者証

ウ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けよう

とする者については、中型自動車免許に係る技能検定員資格者証

エ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る教習指導員資格者証

オ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、普通自動車免許に係る技能検定員資格者証

カ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、普通自動車免許に係る教習指導員資格者証

3 審査の実施に関する事項

(1) 技能検定員審査の方法等

項目	細目	方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する知識	教則の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	

大型自動車第二種免許等の技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(2) 教習指導員審査の方法等

項目	細目	方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
	学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	

大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにあっては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運送代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにあっては95パーセント以上の成績であること。

(3) 審査手数料の額

ア 技能検定員審査（大型自動車免許等23,400円、普通自動車免許19,500円、特定第一種免許14,700円、大型自動車第二種免許等21,500円）

イ 教習指導員審査（大型自動車免許等14,550円、普通自動車免許11,850円、特定第一種免許9,650円、大型自動車第二種免許等12,450円）

4 その他

審査の詳細については、高知県警察本部交通部運転免許センター教習所指導係（電話番号088－893－1221内線374）に問い合わせること。